

# 近世「かわた」の入稼場―その特徴と構造

前 圭 一

はじめに

かつて近世「かわた」(＝穢多身分)の斃牛馬処理権について分析した際、斃牛馬処理の権域である草場(または旦那場)の検討をおこなった。そこで、草場とそれ以外の権利との関係を考察した中で、斃牛馬処理と「入稼」(雪踏売り等)との関係についても一定の検討を加え、次のように指摘した。「入稼」の範囲については、斃牛馬処理の範囲ほど嚴格にはきめられていないことがわかった。それは、おそらく斃牛馬処理の範囲に準ずる形で扱われていたのである。ところが、皮多村民の経済活動としての「入稼」が盛んになるにつれて、皮多村相互で度々出入りを起こし、その解決として双方の稼場所が明確にされ、その場所へは他の皮多村の者は一切立入らないという取り極めがなされていく過程があり、我々はそのいくつかの例を見てきた。<sup>1)</sup>

この指摘については現時点でも変更する必要はないと考えているが、さきの分析では草場の分析が中心で、「入稼」については関連してふれたという程度に止まり、関連する史料をとりあげ全面的に分析するという点では極めて不十分なものであった。また、「かわた」村間の構造的な関連を視野にいれるという点でも不十分であった。そこで、ここでは中央市場である大坂をひかえ、皮革関連業である雪踏や草履の製造が顕著に展開される畿内を中心に関連史料を全面的に分析し、「かわた」の履物販売・雪踏直しが展開される場である入稼場の権域の特徴と構造を明らかにし

てみたい。なお、ここでは、草場との関係を中心に分析するために、京都や大坂の市中にみられる雪踏直しや臨時の出店（露店営業）については考察の対象からはずして念のため断っておきたい。

## I、紛争事例からみた入稼場の特徴

### (1) 入稼場をめぐる紛争事例の検討

入稼場をめぐる紛争の事例は記録されている限りでは、数例にとどまっている。しかし、この限られた事例は、綿密に検討を加えるならば、いろんなことを示してくれる。ここでは入稼場をめぐる紛争の事例を逐一検討してみたい。

#### A、和泉南王子村と触松村川原の雪踏稼ぎをめぐる争い（安永四（一七七五）年）

事件の経過を南王子村の当事者三人から堺奉行所へ出された訴状<sup>20</sup>から確認しておこう。

安永四年（一七七五）年一月二十九日、和泉の下条大津村へ南王子村の清七・与市郎・庄左衛門の三人が雪踏売りにいき、同村の辻で清七が雪踏を一足売っていたところ、触松村川原の徳右衛門・七郎右衛門の二人がやってきて、「その雪踏は大変高価なので買わないように。われわれの雪踏は安く売る」などと色々悪口を言い、販売の妨げをしたばかりか、清七がもっていた雪踏直しの細工箱を打ち砕いた上、同人に暴行を加えたところへ与市郎・庄左衛門がやってきて、どうしてこのようなことをするのかと尋ねたが、二人は聞き入れず、与市郎・庄左衛門にかかってきて、二人の細工箱を打ち砕いた。あまりの仕打ちなので、触松村の二人の細工箱を打ったところ、割れてしまった。この二人は、割れた細工箱をそのままにして逃げてしまい、行方がしれないので、南王子村の三人も細工箱をそのままに捨て置いて、帰村した。

ところが、口論場所の近在の人々より、双方の細工箱をそのままにしているは迷惑なので双方の割れ箱を南王子村へもち帰ってほしい、との申し入れがあったのでもち帰ったところ、舩松村の二人は、南王子村の三人が口論の上、雪踏一足半・銭六百文・その外小道具等を理不尽にも取ってもち帰ったと、南王子村に届けでた。そこで、三人のもち帰った品々を調べたところ、雪踏三足半・銭百二十三文の外小道具があったが、これは舩松村の二人の届けとは大変違うので、口論場所の下条大津村へ尋ねたところ、南王子村の主張通りと確認された。そこで、舩松村川原と解決のため交渉したが、先方は内済が難しいと言うので、訴訟に及んだ。

一方、舩松村川原は、事件の経過について、舩松村の二人が雪踏直ししていたところに、南王子村の三人がやってきて出入りになったと南王子村の者がしかけたように主張している。二人の言い分の部分を引用しておこう。「一、去正月廿九日泉州宇田大津村宇屋九兵衛先ニ而、雪踏直し手業仕居申候処、一橋様御領知泉州南王子村清七・与市郎・庄左衛門、右の者共参り、私共取合仕、其上雪踏并道具等持帰り候」〔乍恐以書付済口御断奉申上候〕安永四年末三月一七日<sup>⑧</sup>。

この訴状で、雪踏稼ぎの場所について、双方に異なる主張が示されている。舩松村は、「場所の儀ハ、牛馬死候節ハ場所相分り御座候得共、手業仕候事ハ場相分り候儀無御座候所」、南王子村が「此度大津村ニ而川原之者江、其方とも此所江入込手業仕候場所ニ而無之」と主張したと堺奉行所に述べている。すなわち、斃牛馬処理の権域については明確に決まっているが、雪踏稼ぎの場所については決まっていないのに、南王子村は舩松村へこの場所で雪踏稼ぎできる場所ではないと主張し、口論となったというわけである。この舩松村の主張に対し、南王子村は、「右場所之儀ハ川原者并私共互ニ入込、是迄も手業仕来候故、曾以左様之儀申争候儀無御座候」と主張している。南王子村は、問題の下条大津村は舩松村と南王子村の相互入込みの場所であり、以前から場所のことで争ってきたことはないというのである。

この訴訟は、最終的に内済で決着<sup>(4)</sup>すると思われるが、この過程でも稼場の権域をめぐって争った形跡はなく、南王子村の主張どおり、相互入込みが慣例となっていたと考えられる。軸松村は、自分達の理不尽な行為を合理化するために、さも雪踏稼ぎ場所をめぐる争いであったかのように虚偽の申し立てをしたとみられる。

B、播磨神西郡野村と鍛冶村八重との草履草鞋売場取り決め（明和四（一七六七）年）

二つの「かわた」村の明和四（一七六七）年一二月の取替し証文によると、野村穢多庄屋伝吉年寄惣右衛門惣代浅右衛門が鍛冶村八重穢多一五人を相手に、一月三日、草履草鞋売場について大坂番所に訴えたが、話し合いの上、内済となった。決着の内容は次のとおりである。

「一、八重旦那場拾四ヶ所之内神西郡大見村・栗村・為信村・高朝田村・宮野村・小田原村・川上村右七ヶ村之儀者此度和談之上八重・野村双方入込ニ而草履草鞋致売買侯事、

一、神西郡比延村・寺前村・上岩村・鍛冶村・岡村・用田村・福井新田此七ヶ村之儀ハ八重入込草履草鞋売買仕来侯事故野村々村々へ草履草鞋致持参売申間敷侯事、<sup>(5)</sup>

八重穢多の斃牛馬処理権域である旦那場（草場）一四ヶ村の内、大見村他七ヶ村については、野村・八重双方入れ込みで草履草鞋の売買をすること、また、比延村他七ヶ村については、八重が慣行として売買してきたので、野村は売買しないことというのが、取り決め内容である。

この紛争がどういう経過で起きたかについては、関連の文書がないのでわからないが、訴えた側が何らかの権利侵害を受け、訴訟に至ったと考えられる。それは何か。野村が大坂番所まで訴えたのは、野村が八重穢多の旦那場（草場）で草履草鞋を売買してきた実績があり、それを八重穢多の一五人が何らかの形で妨害したのではないかと考えられる。いずれにしても、このような紛争を通じて草履草鞋の売買の権域が確定していったことを明確に示す史料である。

ちなみに、野村は皮革関連業をかなり展開していたとみることができる。嘉永六（一八五三）年に同村常七が出雲嶋根郡大芦浦榆木村の愛助を訴えた訴訟文書によると、嘉永三（一八五〇）年九月に牛皮一九七枚を代銀五百目で買収する契約をしている。野村による草履の販売活動は、野村の旦那場（草場）の範囲を越えて他の「かわた」村の草場に入り込む形で幅広く展開されたのではないだろうか。これが草場の権利を持つ八重蔵多とのトラブルを引き起こしたものと考えられる。

C、和泉南王子村と嶋村との入稼場をめぐる争い（文政一二（一八二九）年）

文政一二年一二月朔日、岸和田領で南王子村の入稼場である内畑村に従来から入稼ぎに入っていた同村の仁助・源治郎がはいったところ、岸和田領の嶋村清兵衛という者が立ち入ったので、色々言ったところ、かえって騒ぎたてた上、源治郎へ手傷をおわせた。そこで早速嶋村へ引き合わせに遣わしたところ、同村役人代の者がきて、色々詫びて、今後それぞれの入稼場へは「かわた村」間で取り決めをしているので、先に決まったとおり、お互いに立ち入らないと話し合い、一札を取り交わすことで決着した。

ところが、その後何かと理由をつけて調印を引き延ばしてきた。世評によると、南王子村の入稼場のうち、岸和田領の一四、五ヶ村を嶋村の入稼場にしよう頼んでいるという風聞がある。このようなことになっては、以前から取り決めていることが乱れ、村方の小前の者共の暮らしむきが困窮する。どうか、先規の通りにしていただきたいと南王子村より願ひ出ている。

この願ひ出の文書には、「全駄右請持稼場之儀者、泉州類村往古る夫々村数相極り有之候故、既二七拾五ヶ年以前宝曆六子年久米田象多寺ニおいて、右嶋村と口論仕、其節向後互ニ銘々稼場所之外一切立入不申趣決着仕、其後数度右之段対談仕罷有候」と、宝曆六（一七五六）年に、嶋村と口論した時、お互いにそれぞれの稼場の外に一切立ち入らないという取り決めをしたとある。

この取り決めを前提とする限り、嶋村はこの取り決めを守るといふ一札をいれるしかないが、藩領の違いを盾に岸和田領の各村々の庄屋に働きかけ稼場を獲得しようとする「かわた」村ぐるみのたくらみが浮かび上がってくる。この点での嶋村の画策は執拗を極めていゝ。この動きを日にちを追ってみよう。

文政一三（一八三〇）年一月一七日。池堀村庄屋茂左衛門が南王子村の九右衛門に、嶋村が岸和田領分だけ内々に頼みにきていることを知っているかといつてきた。そこで、嶋村の年寄安兵衛にどうなっているか問い合わせたところ、一両日中に申し合せ文をもって行くというだけで、何の様子もわからないので嶋村の嘉吉という者に聞いたところ、岸和田領の一六ヶ村だけ、死牛はもちろん稼場も嶋村のものになるようにたくらんでいるとのこと。

一月二三日。南王子村から一四ヶ村の村役人に雪踏一足づつを持参して頼みにいく。この一四ヶ村のうち一二ヶ村は明治二年の「南王子村入所稼村名書上帳」によれば、南王子村の入場であることがわかる。問題となっている岸和田領の村々である。これらの村々は、嶋村から岸和田領の御用達高月屋久兵衛が手引きをして、今後南王子村のものへはこれまで限りにことわってほしいと頼みにきたが、往古より南王子村の稼き場所なので、新規にやりにくいといつておいたが、御役所よりの命令となればどうしたらいいか困るが、こちらの真意は新規のことはできかねるといふ気持なので心配しないようにといつてきた。

一月二五日。取締役の指示で嶋村本郷（本村）の福田村庄屋孫左衛門に頼んだところ、委細承知したとのことで南王子村の庄屋理右衛門と年寄太兵衛は帰村した。

一月二八日。南王子村の二人が福田村にまた頼みにいったところ、嶋村の者が往古より入り込んでいたのを、新規に入り込まないようには難渋すると嶋村が申し立てるが、今一応厳しく申し付けるといったので、そのまま帰る。また、塩穴村の役人代四人が南王子村にやってきました、「同一村」同じ「かわた」≡穢多村という意味のことなので、高見の見物もできないので詳しいことを聞きたいとやってきましたが、事情を聞き、場合によってはもう一度くるから、

その時はよろしくと、引き上げていった。この塩穴村の動きは嶋村からの働きかけがあった可能性がある。

一月二十九日。南王子村の五人が、上代村赤井公の同道の下、高月屋へいき、嶋村が稼ぎ場だと主張しているが、近年嶋村のものが南王子村の稼ぎ場所に入り込み、ぬけ売買していると述べると、高月屋は承知し、今日岸和田領の一六ヶ村の庄屋がここにやって来るので、この始末委細を述べるといったので、一同が帰った。

二月一日。嶋村役人夫が申し合わせの下書きをもって来たが、去年冬の申し合わせとは大いに違うので、去年冬の申し合わせの通りにするように村役人中に伝えてほしいと帰らせた。この下書きを取締役に見せたところ、下書きを先方から持ってきたのだから、少々違っていても取り決めるべきだが、少し書き入れさせたいといわれた。高月屋へいき、書き加えを頼んだところ、高月屋はもう一度嶋村に言い聞かせるとのことなので、頼んで帰った。

こうした経過をみると、嶋村が岸和田領の稼ぎ場を獲得しようとして、岸和田領の村々への働きかけだけではなく、藩の御用達商人にも仲介を頼み、この御用達の背景にある藩の権威をも利用するという手のこんだオルグ活動を展開していることがわかる。こうした嶋村の執拗な行動が問題の解決を困難にさせているのは明白である。

ともあれ、この場合は、草場の権域を稼場として相互に確認してきたことがわかる。それを今回、嶋村が「何分私共御領主領分村々ハ、互二入込合致度間、一札ヶ条かえ呉侯様相頼み候」と岸和田領の村については相互入り組みにするように取り決めるを変えてほしいと申し出ている。この言い分は認められないと、「取締役中」に願い書を南王子村が出したわけである。

#### D、山城八ヶ村による大和東之坂の入稼ぎ差し止め（天保五（一八三四）年）

東之坂年寄より米価高騰で困窮者がでているとして、救恤を求めた願書（乍恐願上奉候）天保五年七月五日付）の中に、次のような部分がある。

「一近年東之坂町内、別而困窮に及候其次第奉申上候、元来当町困窮者之家業と申茂僅に履物類にて重に直職を致

渡世仕候所、西之坂畑中之者共ハ奈良町中南北無差別西在迄自由ニ稼仕候へ共当町之者ハ鍋屋町筋より南ニ花主ハ無之、古来より南山城近郷へ出稼致候所、先年より同国仲間八ヶ村之者共申合、右入込之節ハ厳敷差留候而已不成、所持之道具等理不尽に奪取候ニ付無抛先般当番所様之御添翰頂戴仕京都御役所へ願出候」<sup>7)</sup>

この願書によると、東之坂は奈良町では鍋屋町より南には得意先がなく、古来より南山城近辺に履物直しの出稼ぎにしているが、先年から山城の八ヶ村の「かわた」が申し合わせをして、入り込みを差し止めたのではなく、履物直しの者が所持していた道具も奪いとったとある。この山城の八ヶ村の「かわた」村が具体的にどの「かわた」村をさすのかについては、いくつかの場合が考えられる。一つは、京都の独立の行政村である天部村と『諸式留帳』にも村名での奉行所への願書の提出が認められている六条村・蓮台野村・北小路村・川崎村を中心にした山城の主要な「かわた」村の場合。もう一つは、南山城の「かわた」村の場合。後でとりあげる「明治一九年臨時 旧穢多非人調書」では、南山城の旧穢多村における履物直しの記載があまり見られないことから前者の可能性が大きいが、文久二(一八六二)年に東之坂の甚右衛門が相楽郡加茂郷北村之内小谷村の二人を訴えた訴状<sup>8)</sup>では、二人は草履物類の小売商内即ち販売をしているものとある事例からみて、南山城の「かわた」村で履物類の販売がひろがっていた可能性はある。山城の八ヶ村をどちらと考えるかによってニュアンスが異なってくるが、履物直し・販売の活発な展開が、南山城での大和東之坂の入り込みを差し止める行為を生み出してくると考えられる。

ちなみに、東之坂が古来より南山城近辺に履物直しに出していたことは事実のようで、これは東之坂がもっていた草場の権利と関係してくると考えられる。慶長一七(一六一二)年に、山城相楽郡の草場を甚右衛門尉の「口入」で、理兵衛と新蔵の二人が上粕彦左衛門に売り渡している。この「口入」をしている甚右衛門尉は死鹿処理でも支配役である東之坂の最有力者と考えられ、売り主の二人も東之坂の者である可能性が高い。草場の売買地は現在の加茂町一帯であるが、ここ以外にこの南山城で東之坂が草場を所持していた可能性がある。東之坂の甚右衛門は草履商いを手

広くおこなっていたようで、先にも少しふれた文久二（一八六二）年に山城の相楽郡加茂郷北村之内小谷村の忠次郎と東之坂町宗七を草履代金滞納で訴えた訴状では、安政五（一八五八）年に杓を代銀一貫八七〇目で渡している。相手の二人は草履物類の小売商いをしているものとある。南山城という地域を中心と考えてみると、京都を中心とした「かわた」村からの入稼、大和東之坂町からの入稼、これに地元の「かわた」村による入稼、これらに草履や雪踏を卸す京都の主要な「かわた」村や東之坂の業者という錯綜した関係が窺える。差し止めがおこなわれたのは、偶然の結果というよりもこうした状況の下での必然的なものであったといえよう。

#### E、京都五ヶ村による丹波への入稼ぎをめぐる紛争（弘化二（一八四五）年）

丹波の「御領分杓売仲間」が京都五ヶ村による杓売雪踏直しについて願いでた文書<sup>9</sup>によれば、領内の皮多で一人者や貧窮者が雪踏直しなどをしていたところ、京都の五ヶ村から杓売雪踏直しに丹波領内に入り込み、同職の者へ押借など申し出、ちよっとしたこと喧嘩口論をし、逃げ回るなどするため稼業に差し支え困っている。そこで、この五ヶ村の年寄に内々に困っていると届けたが、杓売雪踏直しに出ている者は人別帳からも外れているもので、どのような状態になっても勝手次第なので、彼らを制止することはむずかしいという。このように、人別外れの者たちであれば、ますます恐ろしい。全体、丹波領内で雪踏直しなどをする者は宿がないと入り込みができず、自然とやめるようになる。これまでも、領主よりこのような者の宿泊を停止されている。その後も不心得の者が宿を取って罰せられた者もいる。当時専ら風深村に宿泊していたので、同村為四郎へ願い出たところ、同人はこれまで毎回差し止めをいつてきたが、聞き入れないので、そちらから願い出てほしいとのことであったので、願い出た。他領の杓売雪踏直し稼業の者たちに、領内立ち入り差し止めを願いでいるのではなく、風深村への宿泊を差し止めていただければ、自然と入り込みも途絶えて、領内の者が何の気兼ねもなしに稼業ができる。なにとぞ、風深村の宿主を召し出して宿泊を差し止めるようお願いしたい、とある。

京都の五ヶ村は独立の行政村である天部村と『諸式留帳』にも村名での奉行所への願書の提出が認められている六条村・蓮台野村・北小路村・川崎村と考えられる。これらの「かわた」村では後述するように皮革関連業の顕著な展開とともに、多くの下層民が存在していたと思われる。この下層民の稼業として、他国まで足を伸ばして強引に杓売・雪踏直しが展開されていく様が浮かび上がってくる。

この争いでは、稼場の権域が問題にされていない。丹波の領内への立ち入りも差し止めも願いでいていないと願い書ではっきりことわっている。風深村への宿泊の差し止めというささやかともいえる要望がだされているだけである。丹波でも、杓売仲間という組織で願い出ているということは、領内での入稼ぎについての広域的な連絡調整が行われていたことを推測させており、杓売雪踏直し稼業の稼場の権域が慣行として「かわた」村間で定まっていたと考えられるが、他国からの入稼ぎについては手が打ちようがないので、このような形の願い出となったと思われる。

さらに注目されるのは、丹波側で宿を提供するという形で便宜をはかっている者の存在である。風深村の役人はこの者をコントロールできないとしている。京都の五つの「かわた」村とこうした宿提供者との関係がどのような契機から生まれたのかは推測の域を出ないが、婚姻関係が可能性としては一番考えられるが、皮革関連業を展開している京都の「かわた」村への出稼ぎを通じて知り合ったということも考えられる。

この入稼ぎに伴う止宿については、以前にも問題になっていた。丹波の「かわた」村の中でも七十八石の高を持つ富豪層である高屋村の川原宗兵衛に上下着用を褒美として許すという文政五年（一八二二）年十月付の文書の中に、「文化四卯年皮多式拾四ヶ村へ他所より入込候者とも、止宿仕悪事等致儀も可有之哉ニ付風深村左衛門・善左衛門・嶋八右衛門・宗兵衛へ厳敷相糺胡乱成者一宿ニ而も不致候様皮多村不残相廻り急度制止可仕段左衛門同様仰付相動申候」と、「かわた」村二四ヶ村への「他所」の入り込みについて、止宿の取り調べが風深村と島・高屋村川原の三ヶ所の「かわた」村の有力者に行われ、風深村の左衛門と高屋村川原の宗兵衛に「かわた」村を残らず廻り、必ず止

宿を制止するよう命令されている。この二四ヶ所の「かわた」村は、後述する風深村左衛門支配除役願の覚え<sup>10)</sup>に出ている二〇ヶ所の「かわた」集落と風深村を合わせて二一ヶ所となりほぼ二四ヶ所に近く、二一ヶ所が丹波多紀郡の「かわた」村であることが明らかなので、多紀郡の「かわた」村とみてよい。「他所」は、多紀郡外ということになるが、止宿ということを考えれば、他国ということになり、弘化二年のケースから考えて、京都からの入り込みと考えるのが妥当であろう。

この文化四年取り締まりを受けて、高屋村川原では、文政八(一八二五)年七月に村方定書<sup>11)</sup>に連判している。その内容は、他所者の止宿ならば他国他所の雪踏直しを一夜でも泊めないよう厳しく命令されているが、近年特にゆるんでしまったので、改めて厳禁された。その理由は、他所者の雪踏直しなどは、近年御家中様に対してかさ高法外な行為をしているため、今後一夜でも宿をすることは許されない。もし、隠れて宿を提供した者は厳しく処分し、それを見のがした一家親類も過料にするとし、五月三日風深村で郡中の「かわた」村の役人がのこらず集り、請合書に連判し、差し上げた、とある。天保七(一八三六)年の村法定書<sup>12)</sup>でも一項目の取り締まり事項の一項目に、「他所の雪踏直しを宿致し候ものは、為過料に鳥目貳百文可被取之」とある。こうした村方での取り極めが風深村でもなされたと思われるが、それにもかかわらず止宿が止められていなかったことが、数十年後に止宿を止めてほしいという願いとして出されているのである。

ちなみに、止宿を指摘されている風深村は篠山藩内の「かわた」の頭村として位置づけられていた時期がある。篠山城内外の掃除役支配が同村に委任され、同村から人足を出して勤め、その夫代米を郡中の「かわた」村より風深村に渡していた。寛延二(一七四九)年の風深村左衛門支配除役願の口上書によれば、享保一六(一七三一)年に「人別其外諸願等」が同村左衛門に加役として仰せつけられたとある。藩は頭村支配を強めようとしたと思われるが、藩下の「かわた」村の反対があり、その後天保二(一八三一)年に松の木嶋村彦太夫・河原分宗兵衛・風深村為四郎の

三人が「穢郷取締役」に命じられている。弘化二年の文書に出て来る風深村為四郎と天保二年の同村為四郎は、二つの文書が一四年しかはなれていないところからみて同一人物が親子の關係にあると思われる。いずれにしても、為四郎が庄屋もしくは村を代表する人物であったことは間違いない。このような藩下の「かわた」村を統括する位置にあった者さえ、村内での止宿を止めることができていないのである。

F、和泉南王子村と嶋村との死犬をめぐる争い（明治二（一八六九）年）

南王子村と嶋村とはCで見たように文政一三年に内畑村の稼場をめぐる争いをして争っているが、明治二年十一月には、同じ内畑村で嶋村の者が犬をもち帰ったことから稼場にかかわる問題として、南王子村が取り締まりを願っている。南王子村が池田下村御役所宛にだした書き付け<sup>100</sup>をみてみよう。

内畑村は、南王子村の伝助・庄助・庄七・彦右衛門の持場であるが、今月一日に岸和田藩支配津田村の内、嶋村忠左衛門という者が内畑村にやってきて、年寄甚太夫方で用心のため飼っていた犬をもち帰った。このことについて、内畑村から入場の者へ、このように他よりみだりに入り込み、死んだ動物を勝手にもち帰っては、争いも起こるかも知らないので、今後このようなことがないよう必ず取り締まるように申し聞かせた。この件について村役人に始末を申し出たので、嶋村役人へ書面を添えて、引き合わせしたところ、問題を起こした忠左衛門が心得違いの一札を出すはずだということで、ひとまず帰って、翌日いったところ、応対が少し違って、領主へお伺いした上で一札を入れると答えたので、やむなくひきさがった。「入所」（入稼場）については、村中同士でもみだりに立ち入れば、村中で取り締まっている。勿論先方の村方でも同様であり、「かわた」の類村同士はこれらのことはよく知っていながらこのようなことをするのは全く非儀の至りである。「入所」が崩れては持場の村々が混乱するかもしれず、嘆かわしい。

この事件は、別の文書では嶋村の忠左衛門が犬を毒殺してもち帰ったとあり、草場の権域侵害の一種と考えられ、雪踏直しなどの入稼場が侵害されたものではない。しかし、このことが入稼場の権域の侵害につながっていくことを

南王子村側は恐れていることがよくわかる。この危惧は根拠のないことではない。文政一二年の場合、お互いの稼場に立ち入らないという申し合わせの調印を嶋村は引き延ばしている。今回も、当人が一札を出すという話だが、翌日には領主に伺いをたててからというふうな対応に出ている。嶋村が岸和田領内の南王子村の草場を稼場にしたいという意図を一貫してもち続けていたことが、この対応にはしなくも表れているといえよう。

(2) 入稼場の権域としての特徴

(1) での個別事例の検討をふまえて、草場と対比する中で入稼場の特徴を指摘しておこう。

まず第一に、入稼場の権域と草場の範囲は一致するかどうか。草場と履物販売・雪踏直しの入稼場との関係については、明治二(一八六九)年の嶋村と南王子村との入稼場をめぐる争論文書の中で、次のように述べられている。

此段当村方斃牛馬取捌仕候村々を持場ト相唱、泉州三郡ニ而式百三拾八か村余有之、右村々之内別紙帳面之通、無高之者共夫々割持ニ致シ、入所とも言、得意場共相唱、年内雪踏細工ニ罷入、婚礼・祝儀・葬式・仏事等之節者、右得意場々案内有之、前日ヨ罷出、非人・乞食・物もらひ等取締相動、将亦殺害・首縊・溺死等之変難出来仕節者、昼夜詰番相動、依之、五節句・祭祀・式日之節者、家別御膳貴請、年内持ニ罷入、平日厚御養情ニ相成、勿論獸類落飛仕候節、斃牛馬之儀者別段ニ差配取捌仕、其余獸類者入場持之取捌ニ罷在、是往古々仕来ニ御座

候、<sup>95</sup>

この史料によると、斃牛馬処理の権域を持場といつて、この持場の村々へ無高の者がそれぞれ分担の村を決めて雪踏細工に入っており、この雪踏稼ぎの場を入所とか得意場とよんでいる。しかし、ここに指摘されているように入稼場と草場とは果たして一体のものであったのかどうか厳密に検討してみる必要がある。

南王子村は草場として、二三八ヶ村余があつたが、雪踏稼の「入所」は、明治二年の「当村入所稼村名書上帳」によれば、一四八ヶ村とあり、草場の六二%となつている。Bの事例では、八重穢多の草場のうち半分の草場の村が野村と八重穢多との相互入れ込みという確認をしている。このような事例は、稼場と草場の権域は重なる部分とともに重ならない部分も結構占めていることを示している。この二つの事例が一般的傾向を示しているかどうかについては断定はさけなければならないが、大阪周辺の「かわた」村で雪踏製造業を最も発展させ、雪踏稼も活発に行われたと思われる南王子村でさえ四割近くの草場の範囲を入稼場として確保しえていないとすれば、一般的に入稼場の権域と草場の範囲は一致しない部分がかかり占めていたのではないかと思われる。

第二に、入稼場の権域は草場ほど排他的な性格をもっていない。AとCのケースでは「かわた」村間の相互入れ込みが確認される。このような相互入れ込みというようなことは斃牛馬処理の草場では通常ありえないことである。もちろん、一つの「かわた」村のみの入稼場として確認されている場所については排他的な権域として機能している。

ここでは、草場の強固な排他性と比較した場合、相対的にみてどうなのかを問題にしているのであって、入稼場の権域について、一般的に排他性がない、ないしは弱いといっているのではないので念のため。

第三に、入稼場の権利は、草場に準じるものとしての共通認識が「かわた」村間で成立していたと考えられる。したがって、紛争が生じた場合の解決の仕方でも草場を基準にした形で図られている。Bのケースがこうしたことを最もよく示しているといえよう。

第四に、入稼場の権域としての確立があいまいな地域については、事件や紛争を通じて確定されていくことになる。これらの権域は、近世初期から明確になっていったというよりも、草履・雪踏が日常品として普及する過程で、草場に準じる権域として意識されていったと思われる。従つて、権域としての確立があいまいな地域については、事件や紛争を通じて確定されていくことになる。BとCのケースは事件をきっかけに、「かわた」村同士が話し合い、Bの場

合、一方の草場のうち、半分の村は相互入れ込み、あとの半分は草場保有の「かわた」のみの入稼場とするという取り決めをし、Cの場合は、一方の草場には一切立ち入らないという取り決めをしている。

第五に、D・Eのケースのように、国域を越えた紛争がみられる。これは広域的な草履直し・販売活動の展開が必然的に生み出したものである。こうした事態と入稼場の権域がどのようにかかわるかについては、検討したDとEのケース自体が性格を異にしていることもあり、結論は保留しておきたい。ただ、他国からの入稼ぎを簡単に排除するような状態ではなかったことは明らかである。

## II、入稼場の構造

次に、「かわた」村内における入稼場の構造について検討しておきたい。南王子村では無高の者に対し村ごとに入稼ぎの担当が決められているとなっている。この村では富裕層ないし上層が雪踏表や雪踏の製造業をおこなっており、入稼ぎはもっぱら無高の大事な仕事になっていたと考えられる。ちなみに、雪踏表や雪踏の生産は大坂という大中央市場をひかえて、大坂周辺地域の「かわた」村の中でも顕著な生産高を誇っていたと思われる南王子村では、天保一四（一八四三）年の「大坂市中へ廻着売捌書上帳」<sup>101</sup>によると、一六人の雪踏表ないし雪踏生産業者が一年間に「惣高合千五百七拾程 代 銀貳百七十八貫五百目」の雪踏表ないし雪踏を大坂市中の店に売り捌いている。

IのFの南王子村と嶋村との出入りの際、南王子村が職稼の村名を書きあげた帳面が作成されている。<sup>102</sup>

近世「かわた」の入稼場—その特徴と構造—

(表 紙)

明治元年  
 当村入所稼村名書上帳  
 已十一月  
 南王子村

(縦25.2糎)  
 (横17.0糎)

高石今在家村  
 泉州大島郡  
 同 北村  
 同 南村  
 同 辻村  
 同 土井村  
 同 大工村  
 小高石村  
 市場村  
 南出村  
 大園村  
 野代村  
 新家村  
 新村  
 富木村

孫兵衛  
 惣右衛門  
 若松  
 同 人  
 同 人  
 同 人  
 才次郎  
 武八郎  
 善三郎  
 同 人  
 辰治郎  
 直八  
 茂七  
 治三郎  
 茂七

新在家村  
 長承寺村  
 船尾村  
 平岡村  
 当器北村<sup>(陶)</sup>  
 毛穴村  
 上野村  
 辻之村  
 田園村  
 伏尾村  
 豊田村  
 高倉村  
 片蔵村  
 梅村  
 田中村  
 別所式ヶ村  
 三木田上村  
 檜尾村  
 檜尾新田村  
 野々井村

直八  
 善兵衛  
 半七  
 佐治郎  
 与七  
 与七  
 与七  
 常助  
 与七  
 同 人  
 同 人  
 藤八郎  
 忠次郎  
 与七  
 林兵衛  
 同 人  
 同 人  
 又治郎  
 弥兵衛<sup>(林)</sup>  
 茂三郎  
 勘藏  
 儀八

近世「かわた」の入稼場—その特徴と構造—

大森村	三木閉村	大庭寺村	小代村	和田村	大平治村 <sup>(寺)</sup>	万崎村	草部村	泉郡 四拾三ヶ村	上代村	綾井村	千原村	森村	大園村	助松村	大津三ヶ村	忠岡村	上馬瀬村		
元兵衛	茂八	甚兵衛	与惣兵衛	同 人	幸 八	与 七	同 人		茂 助	善 三郎	岸 治郎	松 兵衛	辰 治郎	松 兵衛	政 藏	平 兵衛			
高月村	板原村	虫取村	長井村	辻村	穴田村	豊中村	池之浦村	宮村	二ツ田村	曾根式ヶ村	池上村	伯太村	府中村	肥子村	井之口村	和気村	小田村	今福村	寺門村
太郎兵衛	伝右衛門	孫 七	伝右衛門	同 人	同 人	元 助	伝右衛門	同 人	与惣兵衛	三郎兵衛	政 平	忠 兵衛	市右衛門 周 三郎	文右衛門 仁 兵衛	弥 四郎	才 助	角 兵衛	源 兵衛	

近世「かわた」の入稼場—その特徴と構造—

寺田村	観音寺村	一条院村	黒鳥村	坂本村	伏屋新田	池田下	五ヶ村	万町村	室堂村	浦田村	鍛冶屋村	和田村	三林村	野見村	平井村	黒石村	国分村	下之宮村	
嘉平治	弥治郎	与惣右衛門	源兵衛	幸右衛門	勘藏	音勝治郎吉	善四郎	甚九郎	文七郎	重治郎	木兵衛	又助	兵右衛門	新右衛門	友七	藤藏	兵治		
仏並門	大畑村	小野田村	北田中村	福瀬村	南面利村	善正村	坪井村	小川村	大野村	父鬼村	蕎川村	春木村	若樫村	久井村	松尾村	春木村	唐国村	箕形村	内田村
浅右衛門	同人	四郎右衛門	藤五郎	嘉六	同人	友次郎	定右衛門	権右衛門	清三郎	助六	惣六	惣三郎	喜惣右衛門	木右衛門	富右衛門	栄藏	六兵衛	弥五郎	政右衛門



これによると、和泉の三郡一四八ヶ村に南王子村の一一九名が割り持って、入稼場としている。一人一村の入稼場を基本としているが、与七（七ヶ村）や伝右衛門（六ヶ村）のように何ヶ村もの入稼場を持っている者がいる一方で、二人が一つの村に入るとい形になっているケースが六つもある。他に、二ヶ村に三人、三ヶ村に三人、四ヶ村に四人、五ヶ村に四人が入るとい形もある。以下、具体的ケースを数字で示しておこう。

一人で七ヶ村（一ケース）、一人で六ヶ村（二ケース）、一人で三ヶ村（五ケース）、一人で二ヶ村（二ケース）、一人で一ヶ村（七五ケース）、四人で五ヶ村（二ケース）四人で四ヶ村（一ケース）、三人で三ヶ村（一ケース）、三人で二ヶ村（一ケース）、二人で一ヶ村（六ケース）

こうしてみると、最初は無高の者に一人一村という形で割りふられたと考えられるが、この権利が徳分権化して、何ヶ村もの入稼場を持つ者が出てくる一方で、後から入稼場の一部を与えられるケースがでてきたのであろう。ちなみに、明治二年の宗門改帳<sup>10</sup>によれば、七ヶ村の入稼場をもつ与七は、「善六借家 無高」、六ヶ村の入稼場をもつ伝右衛門は、「木八借地 無高」となっている。ところが、三ヶ村の入稼場をもつ若松は、「高三石五斗式升八合 百姓藤一郎」の悴として年令も十五才である。持高は少しとはいえ牛も一匹所有する百姓は無高の者とはいえない。このケースは例外的なものと考えられる。

次に京都の事例からどの程度の入稼ぎがおこなわれていたかをみておこう。

『柳原町史』に収録されている「古文書寫綴<sup>11</sup>」によれば、天明二（一七八二）年十一月の文書（乍恐願上口上書）六條村穢多・川崎村穢多・蓮臺野村穢多・北小路村穢多四ヶ村の年寄が断罪役の外御用人足について、天部村穢多年寄を相手に奉行所へ願ひ出たもので、「私共五箇村手下ノモノ共、四足革商賣雪踏屋并下職雪踏直仕候モノ共廿ニテ、身貧ニ渡世仕居候」と、皮革業・雪踏業ならびに雪踏直しをもっぱら職としていることが記されている。また同じ『柳原町史』十章 雑件 一條 生業<sup>12</sup>によると、「一、七条郷ハ天正以後 八条上ハ享保年間 小稲荷ハ天保年間 以降

舊職<sup>(多岐カ)</sup>皮革履物類ヲ以テ生活ス。安政已来漸次隆盛ノ域ニ進ミ、慶應ヨリ明治六・七年迄ハ其極度トモ云フベキ有様ナルモ、同十三・四年頃ヨリ衰微ノ兆ヲ顯シ、十七・八年ニ至リ甚敷慘状ヲ見ル。」と皮革・履物業などが幕末から明治初期に最盛期をむかえたと記されている。

『三省録』の巻五(天保一四(一八四三)年)には、「三十四年このかた、わら草履のはな緒殊の外細く成、特ぞうりにすべき品なく、また仲間小者とも、いづかたにても自分用に出るときは雪踏をもちい、または当時流行の真田はな緒のぞうり下駄を用い杯、世の風俗一般となりぬ。」と雪踏の流行を窺わせる状況が伝えられている。こうした日常品としての雪踏などの流行現象にささえられて、近世後期には、雪踏・草履などの履物類の生産が発展していくと考えられる。

こうした状況が、「かわた」の雪踏・草履の販売と修理の入稼ぎを活発化させることになる。近世後期にこの入稼ぎがどの程度行われていたかを示す資料は残念ながらみあたらないが、明治中期の京都の調査(「明治十九年臨時旧穢多非人調査 勸業課」)は近世後期の状況を窺かせていると考えてよいので、この調査に出て来る履物直し・雪踏直しを皮革業や藁草履造りとともにひろっておきたい。(この調査は、各郡役所宛に照会したものに對しての回答とされているので、回答によって精粗がある。尚、ア・ウ・チは「旧小屋」即ち非人集落をさしている。それ以外は旧穢多集落。記載事項の傍線は履物直しのところにつけている。)

地域	地区	戸数	人口	記載事項
----	----	----	----	------

下京区	第七組	ア	一五五	六八五	「右二ヶ町は、上等の者は商業相営み、中等の者は魚類青物呼売又は車夫・履
	イ	一〇八	四九五		物直しを営み生活す。此中に極貧の物は物貰・袖乞に出るもあり。」

第三組	ウ	五〇	三四八	「女子は草履繩を撚り」
第八組	エ	一二七	六一二	「右上等者は太鼓或は革鼻緒履物表牛肉等販売、中等者は市中へ日々履物直しに出稼、女子は革鼻緒履物表を編むを内業とす。下等者は郡村□□履物直し又は人力車夫等に出て生計を立る状況なり。」
愛宕郡	オ	一一一	四三六九	諸革商一六戸 履物類商七五戸 (雑業八四二戸)
	カ	二二五	一〇〇三	下駄表商八戸 和靴下駄商三戸 下駄商一〇戸 太鼓商一戸 竹皮商一戸
	キ	一五八	八八一	雪踏直し八〇戸
	ク	四	二六	雪踏下駄小道具質商二戸 太鼓商一戸 履物直し一一四戸
	ケ	四一	二四〇	履物直し業四戸 靴商二戸
宇治郡	コ	三	二五	「男女共労力或は藁草履等製造の細業を以て生活せり。」
	サ	四一	二二五	「女は専ら藁草履を製し生活せり。」
	シ	二四	一三五	「十式戸は従来履物 <small>皮沓</small> 製造を職業とし、……又十式戸は定職なく雑業にして、下駄直し又は労力日雇稼等を以て生活せり。」
相楽郡	ス	四五	二五九	藁細工業一二五戸 「多くは藁を以て草履鞋等を製す」
久世郡	セ	八	四一	「女藁草履等を作り」
綴喜郡	ソ	五五	二九九	「凡六戸は雪踏靴及草履等を製し、凡拾戸は下駄雪踏直し業にて生活し、」
	タ	百	六七八	「凡四拾八戸は下駄直し、」一、右困迫の者、今日の日糊は日々其生活を立る
	チ	五	二九	こと困難にして、……下駄直し職等により、……」

紀伊郡  
 ツ 四〇 「凡三拾戸は草履製造下駄直し職」  
 テ 二〇 「拾戸 藁草履并に鞋を造り常職とす」  
 ト 一五六 草履表仲買一戸 下駄小売一戸 草履作六戸 履物直し一戸 藁草履并に鞋一七戸

ナ 三一 一三九 藁草履作りなど九戸

乙訓郡  
 ニ 二六 一二九 草履繩或は竹箒結八戸

ヌ 二二 一一一 草履繩或は竹箒結六戸

葛野郡  
 ネ 四二 二四〇 「女は草履草鞋を製造なし」一〇戸

ノ 二六 一一四 「女は：草履草鞋等を作り」一二戸

ハ 一〇五 四八三 「製靴其他雪踏下駄等の表を編むを業とし生活をなすもの」二〇戸 「雪駄下駄等の直しをなし、又は革工の職工に雇われ等業とする」八五戸

ヒ 二二 二二三 「二戸従来履物を繕ひ業とする」

この調査からわかるいくつかの特徴を指摘しておこう。まず、戸数一〇〇戸をこえる規模の集落では、一様に履物直しが稼業となっている。ア・イ・エ・オ・カ・キ・ト・ハがそれである。これらの集落には、太鼓商のような皮革業者がいるのも共通している。皮革業と履物直し稼業が密接に結びついていることを示していよう。さらに、これらの集落では、かなりのばらつきはあるものの履物直しが一定の比重を占めている。比重の高い集落からあげていけば、ハ 八一・〇% (百五戸のうち八五戸)、キ 七二・四% (一五八戸のうち一一四戸)、カ 三七・二% (二一五戸のうち八十戸)、ト 七・一% (二五六戸のうち十二戸)となる。ア・イ・エについては仕事別の戸数記載がなされていないので、履物直しの戸数はわからないが、一定の比率を占めていたことは間違いないだろう。オについては、雑

業八四一戸と記載されているので、この中に含まれている可能性がある。規模が大きい集落では、全体として履物関係では藁草履造りが主で、履物直しはあまり行われていない。ただ、例外的にクのように四戸の集落全戸が履物直しを稼業としているところもある。(ツも履物直しを稼業としていたと見受けられる)

こうしてみると、Iの(1)で検討したDのケース(山城八ヶ村の者が大和東之坂の入稼ぎを差し止めようとした事件)やEのケース(京都の五ヶ村が丹波に草履売り・雪踏直しに入り込んだ事件)も、こうした規模の大きい「かわた」村の者が連係をとりながら行動していた形跡が窺える。

### おわりに

これまで「かわた」の入稼場の特徴と構造について分析してきたが、この結果導きだしてきた結論については、ここで改めてまとめたり要約したりすることはしない。ここでは、この結論をふまえて、若干の課題をあげてしめくくりとしたい。

入稼場をめぐる「かわた」村同士の関係や入稼場の構造については本稿で分析したが、入稼を通じての「かわた」村民と一般の村方ないし平人(百姓・町人)との関係はどのようなものであったのが分析されなければ入稼場の全体像があまりかにならない。「得意場」と呼称されているように、特定の村と特定の「かわた」村の村民との関係が確立した場合は、安定したものとして続いていくと思われるが、管見したところ、一般の村方と軋轢をおこしている事例も散見する。Iの(1)のCの事例で検討したように、入稼場としての権利をもたない「かわた」村が他の「かわた」村の入稼ぎしている村方に働きかけて入稼場にしようとする動きがあり、これに「得意場」の村方がどのように対応したかも注目される。このようなことをきっちり分析していくことが求められる。

また、「かわた」村の入稼ぎと皮革業の密接な関係を指摘したが、史料制約と分析の不十分さから緻密に分析するまでには至らなかった。雪踏製造業と卸し・販売業との関係やかなりの熟練性を必要とする雪踏製造の技術と雪踏直しの技術との関係が明らかにされなければならない。「かわた」村の履物業の全体像を明らかにする課題とあわせて、今後の課題である。

注

- (1) 「近世皮多の斃牛馬処理権」(『近世部落史の研究』(上) 雄山閣、昭和五十一年 二二五頁)  
 『奥田家文書』第四卷 大阪部落解放研究所、昭和五〇年 七〇三頁〜七〇五頁

乍恐以書付奉申上候

一橋御領知泉州郡南王子村

穢多

清 七

与市郎

庄左衛門

大鳥郡船松村川原徳右衛門・七郎右衛門式人之者共私共相手取、口論仕候義、御訴訟奉申上、今日被為 御召出、御吟味ニ付、乍恐申口、左ニ奉申上候

一、先月廿九日、渡辺丹後守様御領分下条大津村江私共三人雪踏売ニ参り候処、右村辻ニ而清七義雪踏一足売候相对仕掛り候所へ、船松村川原穢多徳右衛門・七郎右衛門式人之者罷出申候、其雪踏ハ甚々高値ニ候間、御買被成間敷、私共之雪踏下直ニ売り可申与色、悪口、売物之妨ヲ致、剩清七持居候細工箱打碎、其上清七打擲ニ逢候処江、与市郎・庄左衛門参り掛り、是ハ何故ケ様ニ被致候哉と相尋候得者、徳右衛門・七郎右衛門理悲を不聞入、与市郎・庄左衛門江取掛り、又ハ式人之者細工箱打碎候故、余リ無躰之仕方故、難忍、徳右衛門・七郎右衛門、式人之者之細工箱打付候所、割離レ申候、然ルニ全躰徳右衛門・七郎右衛門ハ根工有之、口論仕掛候事哉、其儘割箱其場ニ捨置逃去申候、方々相尋候得共、徳右衛門・七郎右衛門

行衛相知レ不申候ニ付、清七・与市郎・庄左衛門も細工箱其儘ニ捨置罷帰リ可申之所、口論場所隣家之衆中被申候ハ、双方之細工箱其儘ニ捨置被申候而ハ、当所甚ニ迷惑ニ候間、何分双方之割箱、其方へ持帰リ呉候様被申候故、其所之難儀ニ有之候を、其儘ニ捨置候義氣毒ニ存、割箱私共村方へ持帰リ申候、然ルニ徳右衛門・七郎右衛門私共村方へ相届ケ候者、私共儀下条大津村ニ而口論之上、雪踏拾壹束半・錢六百元、其外小道具等ヲ利不尽ニ取り持帰リ候と、仰山ニ相届ケ候故、右三人之者ニ持帰リ品々得等相改候処、雪踏三足半・錢百廿三文外小道具御座候越キ申之候、右ニ而ハ徳右衛門・七郎右衛門村方へ被届候トハ大ニ相違仕候故、下条大津村之口論所へ私共村方ヲ尋ニ差遣シ候処、私共申口之通り御座候、乍併被是御出訴ニも相成候而ハ、御上様之御苦勞之程恐入、何卒相濟仕候様奉存候故、軸松村川原藏多共方挨拶人差遣、下濟仕候様、村方ハ私共江被申候ニ付、角右衛門・伝兵衛と申者、軸松村之内川原江差遣ひ候処、雪踏拾壹足半下直ニ積リ候而も銀八拾匁除有、錢貳貫除、細工箱・道具共凡六拾匁除相掛り、過分銀高杯と重頭を申、何分内濟難成趣キ申由ニ而、下ニ而ハ可仕様無御座、數敷奉存候、せん躰徳右衛門・七郎右衛門式人之者ヲ口論を申掛、其上私共之細工箱打碎候義を、ケ様ニ出入取組、御訴訟奉申上、村役人共迄も難渋仕候

一、場所之儀ハ、牛馬死候節ハ場所相分り御座候得共、手業仕候事ハ場相分り候儀無御座候所、此度大津村ニ而川原之者江、其方とも此所江入込手業仕候場所ニ而無之旨、私共申、及口論候旨、川原之者共申候由ニ而、御尋被成候、右場所之儀ハ川原者并私共互ニ入込、是迄も手業仕来候故、曾以左様之儀申争候儀無御座候、乍恐書付を以奉申上候、以上

安永四年末二月三日

南王子村

穢多  
清七

与市郎

庄左衛門

同村

庄屋

年寄

堺  
御奉行様

右之通り差上候ニ付、一応吟味之上、三人之者共村方へ御預被為、成候旨、(被)仰渡候ニ付、乍恐此段御断奉申上候、以上

安永四年未二月四日

南王子村  
庄屋

年寄

府中  
御役所

(3) 同右七一二頁

(4) 同右七一二頁。内濟案文の内容は以下の通り。

昨日濟口之儀者、「割箱分并雪踏直シ小道具・雪踏三三足半・錢百貳拾三文、右ハ七郎右衛門・徳右衛門大津村口論場所捨置候有儘形、南王子村へ引取候通り、右ヲ相渡シ、以来双方申分無之、内濟仕候」

(5) 「野村文書」(『兵庫県同和教育関係史料集』第二卷 兵庫県立教育研修所、昭和四十八年 八五〇頁)

(6) 『奥田家文書』第四卷 五三一頁

(7) 『奈良の部落史』史料編 奈良市、昭和六十一年 四八八頁

(8) 同右 六〇四頁

(9) 『日本庶民生活史料集成』第一四卷 三一書房、一九七一年 六八九頁

(10) 『兵庫県同和教育関係史料集』第二卷 三六四頁

(11) 同右 三一〇頁

(12) 『日本庶民生活史料集成』第一四卷 六六九頁

(13) 同右 六七四頁

(14) 嵐瑞激「丹波における未解放部落の形成」(『兵庫史学』五八・五九合併号)

(15) 『奥田家文書』第一二巻、昭和五〇年 四六六頁

乍恐以書附奉上候

泉州泉郡南王子村

一、昨廿三日村役人江御尋被 仰聞候ニ者、岸和田御藩御支配所津田村之内穢多嶋村江雪踏細工等之儀ニ付、何角掛合仕候訳合有之候哉、御尋ニ付、乍恐左ニ始末奉申上候

此段当村方斃牛馬取捌仕候村々を持場ト相唱、泉州三郡ニ而式百三拾八か村余有之、右村々之内別紙帳而之通、無高之者共夫々割持ニ致シ、入所とも言、得意場共相唱、年内雪踏細工ニ罷入、婚礼・祝儀・葬式・仏事等之節者、右得意場ハ案内有之、前日ハ罷出、非人・乞食・物もらひ等取締相動、将亦殺害・首縊・溺死等之變難出来仕節者、昼夜詰番相動、依之、五節句・祭祀・式日之節者、家別御膳實請、年内挿ニ罷入、平日厚御養情ニ相成、勿論獸類落飛仕候節、斃牛馬之儀者別段ニ差配取捌仕、其余獸類者入場持之取捌ニ罷在、是往古ハ仕来ニ御座候、依而村柄ニより毎年御宗門御改帳ニも、人別之外ニ入挿之穢多壺人相記し罷在候村方も有之候、然ル処、御領地内畑村之儀者、当村伝助・庄助・庄七・彦右衛門、右之者共之持場ニ罷在候処、当月十一日岸和田御藩御支配所津田村之内穢多嶋村忠左衛門ト申者、右内畑村江罷入、年寄甚太夫方ニ用心之ため被畜置候犬持帰候ニ付、右御村ハ入場之者共江被申聞候様者、右様他ハ猥リニ入込、落飛之四足勝手ニ持帰候而者、自然諍論等出来之儀も難斗、向後右様之儀無之候様、急度取締被申聞候ニ付、其段村役人江始末申出候ニ付、不得止事、嶋村役人江書面相添、右不筋之始末引合ニ罷越候処、同村忠左衛門心得違一札差入可申筈行届候ニ付、一先婦村仕、翌日罷越候処、応対少シ齟齬仕、御領主様江御窺、其上ニ而一札差入可申ト相答候ニ付、無抛引取罷在候、前書奉申上候通、入挿場之儀者、村中同士ニ而も慢リニ立入候得者、村方ニ而急度取締仕候、勿論先方村方ニ而も右同様之事ニ有之、類村同士者右躰之儀者能乍存知、斯之仕方全非儀之至ニ罷在、乍恐御賢察被為 成下度候、何分入挿場相崩候而者、別紙持場之村々混乱仕候哉も難斗、一同歎か敷奉存候、右御尋之趣乍恐粗奉申上候、以上、

明治二己年十一月廿四日

池田下村

御役所

(16) 同右同頁

(17) 同右 五五七頁～五六一頁

(18) 同右 四六九頁～四七三頁

(19) 『奥田家文書』第三卷 九四二頁、九五五頁

(20) 『日本庶民生活史料集成』第一四卷 二九七頁

(21) 同右 二九一頁

(22) 『京都の部落史』5 阿吽社、一九八八年 三二七頁

(23) 『京都の部落史』6 一九八四年 二六三頁～二八三頁のうち、皮革業・藁草履造り・下駄製造直し・履物直しの記載が出て

来る地区のみ摘出した。地区名は五十音順で表記した。なお、横井敏郎氏の論文「明治後期の都市と部落—京都市を事例として—」(『部落問題研究』一〇五号 一〇〇～一〇一頁)には、京都市及び周辺町村の「部落」における職業構成という一覧表が

掲載されている。これには、明治一九年から昭和一三年までの七種類の職業構成にかかわる史料が示されている。

右村年寄

嘉十郎<sup>㊦</sup>

同

万次郎<sup>㊦</sup>

庄屋

三右衛門<sup>㊦</sup>

同

利右衛門<sup>㊦</sup>

